



平成 25 年度保育所入所のご案内



保育所へ入所できる基準

肝付町に居住し、保護者のいずれもが次のような理由のため、家庭で保育ができない場合に限ります。

- (1) (家庭外労働)児童の親が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (2) (家庭内労働)児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (3) (親のいない家庭)死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合
- (4) (母親の出産等)親が出産の前後、病気、負傷、心身に障がいがあったりするので、その児童の保育ができない場合
- (5) (病人の看護等)その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人があるため、親がいつもその看護に当たっており、その児童の保育ができない場合
- (6) (家庭の災害)火災、風水害、地震などの罹災により、その家庭を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- (7) (その他)町長が認める前各号に類する状態にあること。

入所申込書の受付について

受付期間

平成 25 年 1 月 15 日(火)～平成 25 年 1 月 22 日(火)

※税額資料等については、それぞれの提出期限までにお願いたします。

受付場所

肝付町役場 本庁 福祉課

内之浦総合支所 町民生活課

※必要な書類がそろっていない場合は受付できません。

入所決定について

入所は児童を保育できない状況を提出書類によって確認し決定します。

入所希望の保育所はお伺いしますが、申込み者数の状況によっては、保育所の定員の関係上、希望どおりに行かない場合があります。(概ね定員の 120%の入所は可能です。)

入所決定の通知は、2 月下旬に文書にて行う予定です。

保育料について

保育料はその世帯の所得税(前年分)および市町村民税(前年度分)の課税額に応じて決まります。

保育料は月額ですが、月の途中で入所・退所される場合は日割り計算となります。

納付方法は、口座振替と納付書払いとがありますが、口座での振替を推奨しておりますので、金融機関にてお手続きください。(通帳・通帳印・身分証明が必要となります。)

算定する際の所得税は、年少扶養控除があるものとして計算し、住宅控除前の額を用います。

各月初日の入所児童の属する世帯		徴収金基準額			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		国	肝付町	国	肝付町
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	町民税 【前年度分】 非課税	9,000	8,000	6,000	5,000
第3階層	課税	19,500	17,500	16,500	14,500
第4階層	所得税 【前年分】	40,000 円未満	30,000	29,000	27,000
第5階層		40,000 円以上 103,000 円未満	44,500	34,000	41,500
第6階層		103,000 円以上 413,000 円未満	61,000	36,000	58,000
第7階層		413,000 円以上 734,000 円未満	80,000	39,000	77,000
第8階層		734,000 円以上	104,000	42,000	101,000
徴収金の特例		3歳未満児		3歳以上児	
・母子、父子世帯		国	肝付町	国	肝付町
・在宅障害児(者)のいる世帯		0	0	0	0
・その他町長が特に認める世帯		18,500	16,500	15,500	13,500
《備考》					
1. 保育料は、最初に世帯の所得税課税状況、次に世帯の町民税課税状況の順に判定されます。					
2. 所得税額は、「住宅借入金等特別控除額」を適用しない額で判定されます。					
3. 同じ世帯から複数の児童が入所する場合は次のとおりとなります。					
【2人の児童が入所する場合】 基準額の1/2の額になります。					
【3人の児童が入所する場合】 無料になります。					
4. 多子世帯保育料軽減事業					
満18歳未満の児童3人以上扶養しており、前年分の所得税額が40,000円未満(4階層以下)の世帯に属する児童が3人目以降に該当し、保育所に入所している場合、次のとおり保育料が軽減されます。					
区 分				徴収基準額	
第1・2子は小学生。第3子は保育園入所				基準額の2/3負担	
第1子は小学生。第2・3子は保育園に入所のうち、第3子目の保育料				基準額の1/4負担	

入所期間について

入所期間は、年度ごとで区切られるため、最長でも1年となります。(求職中・出産の場合は4ヶ月間)

期間内でも、家庭で保育できるようになった場合は、退所の手続きを行ってください。

家庭内で保育できない理由が変更になった場合(休職活動で申込みしたが、仕事が決まった。出産を理由に入所したが、仕事をするようになった etc...)は、届け出てください。

年度途中の入所等

認可保育所は定員制となっています。保育所に空きがある場合は、年度途中からでも入所ができます。

申込に必要な書類

- ◎入所申込書・・・児童1人につき1枚
- ◎保育所調査票・・・世帯につき1枚
- ◎保育に欠ける証明書・・・保護者につき1枚
→詳細は①
- ◎保育料金算定の為の税額を証明するもの
(父母および同一住所に居住する祖父母等分をそれぞれ1部ずつ
→詳細は②
- ◎納付誓約書
→連帯保証人の印鑑証明
→連帯保証人の所得額証明
- ◎ひとり親医療費助成資格者証・児童扶養手当証書の写し



- ① 保育に欠ける証明書
→父・母それぞれ提出が必要です。
(同居祖父母等の就労証明が必要な場合は個別に案内します。)
→世帯で、入所児童が2名以上いる場合は1部ずつで、かまいません。
→次の中で該当するものを準備ください。
- ・家庭外労働→勤務証明書
 - ・農林水産業・自営業→就労申告書
 - ・病気→病気療養証明
 - ・介護、看護→看護証明
 - ・内職→内職証明
 - ・出産→出産証明または母子手帳の写し
 - ・求職中→求職活動を証明するもの(ハローワーク登録証や職業訓練中の証明書等)
- ② 保育料金の算定の為の税額を証明する書類

- 提出を必要とする方
☆父・母(単身赴任等でも必要です)
☆同一世帯および同一住所に居住する祖父母等
→証明書の種類
- 給与所得のみで源泉されている方
- ・平成24年分の源泉徴収票の写し
(年末調整済のもの)
年少扶養控除を計算する際にも使用します。
- 提出期限：平成25年1月31日(木)まで**
- 自営業・農業・転職等により確定申告が必要な方
- ・平成24年分の確定申告書の写し
- 提出期限：平成25年3月1日(金)まで**
- 上記以外で町県民税の申告をされる方
- ・平成25年度町県民税の申告書の写し
- 提出期限：平成25年3月1日(金)まで**
- 平成24年1月1日現在、肝付町外に居住していた方
- ・平成24年度所得課税証明書(平成23年分の収入に対する市町村民税)
(平成24年1月1日現在、住民票のあった市町村で発行ください)

肝付町管内保育所			
施設名	住所	電話番号	定員
高山保育園	肝付町前田3839	65-0432	60
恵心保育園	肝付町新富4990	65-3507	60
あけぼの保育園	肝付町後田9886-3	65-3816	70
国見保育園	肝付町後田3342-1	65-0125	70
高佑保育園	肝付町前田3971	65-1155	60
円通寺保育園	肝付町南方257	67-2137	40



連絡先
肝付町役場福祉課 児童家庭係
TEL 0994-65-8413
内之浦総合支所町民生活課 住民生活班
TEL 0994-67-4511